

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改正したので、別添案を添えて請議します。

令和7年3月25日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからである。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正（令和7年4月1日等施行）に伴う規定の整理

2 改正の理由

- (1) 雇用保険法において、基本手当の受給資格者が安定した職業以外の職業に就いた場合に支給される就業手当が廃止されることを受け、条例の改正により、失業者の退職手当について、就業促進手当のうち同法の就業手当に相当する部分を支給しないこととすることに伴い、条例の規定により規則で定めることとされている規定を整理するため。
- (2) 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正（令和6年4月24日公布、同月25日施行）に伴い、日本電信電話株式会社の定義を設けるため。

3 改正の内容

- (1) 就業促進手当のうち雇用保険法の就業手当に相当する部分の支給に関する規定を削除する。（第5条の7）
- (2) 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴う規定の整理（第2条の4）
（改正前）日本電信電話株式会社
（改正後）日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。）

4 施行期日

令和7年4月1日（3(2)については、公布の日）

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯 田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項第二号中「の職員」を「(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。)の職員」に改める。

第五条の七中「次の各号に掲げる退職手当の区分に応じ、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の四第二項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

旧

(基礎在職期間)

(基礎在職期間)

第二条の四 略

第二条の四 略

2 条例第五条の二第二項第五号に規定する教育委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

2 同上

一 略

一 略

二 条例附則第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に關する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。)の職員としての在職期間

二 条例附則第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

三以下 略

三以下 略

(条例第十条第十三項に規定する教育委員会規則で定める日数)

(条例第十条第十三項に規定する教育委員会規則で定める日数)

第五条の七 条例第十条第十三項に規定する教育委員会規則で定める日数は、雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数とする。

第五条の七 条例第十条第十三項に規定する教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる退職手当の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

二 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促

進手当に相当する退職手当 当該就業促進進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数